

令和5年度泉中央地区イベント開催等助成事業公募要領【2次募集用】

1 目的

泉区役所の建替えにあわせた周辺エリアの一体的なまちづくりの機運醸成を図るため、泉中央地区の集客及び回遊性の向上を図るイベント開催等に対して助成金を交付します。

2 泉中央地区の範囲について

本助成事業における「泉中央地区」は、仙台市営地下鉄南北線泉中央駅から概ね半径1km以内の区域となります。

3 交付対象者について

助成金の交付対象者は、本市を活動拠点とする団体で、以下の要件を満たすものとします。

- ① 政治、宗教又は営利を目的としないもの
- ② 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないもの
- ③ 暴力団等と関係を有していないもの

4 助成対象事業について

（1）助成対象事業

助成金の交付対象となる事業は、泉中央地区の集客及び回遊性の向上を図るイベント開催等で、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 過去に泉中央地区で開催した実績のあるイベントで、直近の実績（令和2年度から4年度を除く）と比較して、会場の範囲を拡大又は開催日数を増加して開催するもの（開催日数を増加する場合は、原則、開催日は連続するものとする）
- ② 複数の団体が連携・協力して1つのイベントの開催等を行うもの
- ③ 泉中央地区の回遊性を高めるイベントの開催等を行うもの

（2）助成対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は助成金の交付対象となりません。

- ① 事業実施後、継続的に開催する予定のないもの
- ② 商業施設内で開催するもの
- ③ 本市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度の補助を受けているもの
- ④ 町内会等が行う祭りや運動会等で新規性のないもの
- ⑤ 特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的としたもの

5 助成金について

(1) 予算額

800千円

(2) 助成対象経費

助成対象となる経費は、イベントの開催等に要する経費で、次に掲げるものに限ります。

- ① 会場設備費（ただし、備品購入費用は不可）
- ② 広告宣伝費
- ③ 警備費
- ④ 消耗品費
- ⑤ その他市長が適当と判断した経費

(3) 助成金額

助成金額は、助成対象経費の2分の1とし、上限は40万円となります。

6 応募方法について

(1) 提出書類

- ① 泉中央地区イベント開催等助成申込書（第1号申込様式）
- ② 泉中央地区イベント開催等助成金事業計画書（第2号申込様式）
※提出段階で確定していない事項は「予定」と付記して下さい。
※事業実施がイメージできる写真・イラスト等を添付して下さい。
- ③ 泉中央地区イベント開催等助成金収支予算書（第3号申込様式）
- ④ 応募団体に関する資料（規則や会則等、団体の目的や活動内容が分かる資料、並びに役員名簿及び会員名簿等）
- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書（①助成申込書内の「同意」に○を付けている場合は不要）

※①、②、③は本市ホームページよりダウンロードください。

(URL:<https://www.city.sendai.jp/izumi-kassei/iventjosei.html>)

(2) 提出先

提出書類を下記担当あて郵送又は持参にてご提出ください。

〒981-3189 仙台市泉区泉中央2丁目1番地の1

泉区役所泉中央地区活性化推進室 大塚

Eメール: izu016000@city.sendai.jp

(3) 提出期限

随時受け付けております。ただし、予算がなくなり次第募集終了となりますので予めご了承ください。

(4) 事前相談

泉区役所泉中央地区活性化推進室の職員が、事業申し込みに関する相談を受け付けます。事前相談を希望する場合は、日程等を調整しますので「11 問い合わせ先」までご連絡下さい。

事前相談は任意であり、助成対象事業の決定に影響を及ぼすものではありません。

7 助成対象事業の選考について

応募のあった事業について、(1) の評価の観点に基づき、書類により総合的に評価し、助成金の交付対象事業を決定します。

選考の結果、助成対象事業とならない場合があります。その場合、結果のみ通知いたします。また、助成対象事業として決定される場合でも、事業の実施にあたり条件を付す場合があります。

(1) 評価の観点

- ① 期待される成果（泉中央地区の集客や回遊性の向上、一体的なまちづくりへの効果）
- ② 実現性（事業計画、運営体制、スケジュール）
- ③ 継続性（事業費用の拠出方法、実施日程、イベント開催等後の取り組み）
- ④ 妥当性・必要性（助成金交付の妥当性・必要性）

(2) 結果通知

選考後、結果を応募者に対して通知します。

8 助成金交付申請について

助成対象事業として決定された場合、泉中央地区イベント開催等助成金申請書の提出等の助成金交付申請を行っていただきます。

9 実績報告について

事業が終了した時は、速やかに実績報告をしていただきます。実績報告の内容を精査し、適切に事業が実施されていることを確認した上で、助成金額を確定します。実績報告の提出がない場合、助成金額の確定ができませんので必ず提出して下さい。

(1) 提出書類

- ① 泉中央地区イベント開催等助成金実績報告書
- ② イベント概要及び成果が分かる資料
※イベントの様子が分かる写真を添付して下さい。
- ③ 領収書の写し及び領収書と対応した内訳書
※領収書は必ず「宛名（応募者名）」及び「ただし書き」が記載されたものを提出して下さい。
- ④ その他市長が必要と認める書類
※実績報告の際、来場者数等の報告していただきますので、数値等の把握もお願いします。

10 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 助成事業として決定した後、事業開始時まで助成金を概算払いで交付します。事業終了後、報告書等をもとに確定した助成金額が、概算払いの額を下回る場合は、差額を市が指定する期日までに返還していただきます。また、事業が計画どおりに実施されていない場合（中止や開催規模縮小等含む）などには、報告内容によって助成金を返還していただく場合があります。
- (2) 事業の実施にあたり広報活動を行う場合、広報媒体に「泉中央地区イベント開催等助成事業」として実施することが分かるように記載して下さい。
- (3) 事業実施後、本市が実施する事業評価に係る取り組みに協力していただきます。
- (4) 本助成事業のプロモーションのため、写真の提供や報告等を求めることがあります。
- (5) 事業実施にあたり、できる限り環境配慮に努めるようにして下さい。また、公衆衛生、災害危険防止その他の安全対策を十分に講じて下さい。

11 問い合わせ先

〒981-3189 仙台市泉区泉中央2丁目1番地の1
泉区役所泉中央地区活性化推進室 大塚
電話 022-372-3111（内線 6191）